

I B R マイエアポートクラブ会則

(名称)

第1条 本会は、I B R マイエアポートクラブ（以下「本クラブ」という。）と称する。

(目的)

第2条 本クラブは、茨城空港（以下「空港」という。）が地域住民のより身近な交通手段として役割を担うとともに、空港を応援してくれる会員の利便性向上を図ることを目的とする。

(運営)

第3条 本クラブの運営は、茨城空港利用促進等協議会（以下「協議会」という。）が、茨城県の協力を得て行う。

(会員)

第4条 会員とは、本クラブの目的に賛同した者が、この会則を承認のうえ、所定の手続きにより入会登録をした者をいう。

(入会)

第5条 本クラブへの入会には、パソコンの通信回線又は携帯電話を活用し、協議会のホームページ等から所定の手続きを行うこととする。

2 入会を希望する者は、入会時に、住所、氏名、メールアドレス等（以下、「会員の個人情報」という。）を登録することに同意するものとする。

(会員の個人情報の登録・利用及び提供に関する同意)

第6条 会員は、会員の個人情報の利用及び提供に関し、次の内容に同意するものとする。

- (1) 本クラブは、会員の個人情報を他に漏らすことのないよう、その保護に十分注意を払うものとする。
- (2) 本クラブは、次に掲げる目的のために、会員の個人情報を利用する。
 - イ 空港に関する情報の案内
 - ロ 会員特典の提供
 - ハ 会員を対象としたアンケート等の実施
 - ニ その他、会員向け各種情報、サービスの案内
- (3) 本クラブは、会員に対してより良好なサービスを提供するために会員の個人情報のうち特定個人を識別することができない方法により統計データとして開示することがある。

- (4) 本クラブは、会員特典の提供のため、会員の個人情報を特典を取り扱う企業や団体、行政機関等に連絡することがある。
- (5) 前号に定めるものの他、法令に基づく要請等正当な理由がある場合には、会員の個人情報を第三者に開示することができる。

(入会金及び年会費)

第7条 本クラブの入会金及び年会費は無料とする。

(特典)

第8条 会員は、以下の特典を受けられるほか、協議会が主催・共催する各種イベント等に参加することができる。

- (1) 電子メールにより配信される空港に関する情報の授与
- (2) 会員を対象とした抽選による賞品やサービスの授与
- (3) その他、会員特典として定めた事項の享受

(登録事項の変更)

第9条 会員は会員情報に変更があった場合は、協議会ホームページ又は携帯サイトからログインし、「登録情報変更」等の手続きを行うものとする。

2 前項の手続きを行わなかったことにより、会員特典を受けることができなかつた等、会員に不利益が生じた場合の責任は会員自らが負うものとする。

(会員資格の喪失事由)

第10条 会員が、協議会ホームページ又は携帯サイトからログインし、「登録解除」の手続きをすることにより資格を喪失する。

2 本クラブは、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合、会員資格を取り消すことができる。

- (1) 本クラブの活動や運営を故意に妨害したとき
- (2) 本クラブの名誉又は信用を傷つけ、若しくは秩序を乱したとき
- (3) 会員が本会則に違反するなど、本クラブが会員として不適格であると判断したとき
- (4) 虚偽の届出により会員資格を得たと判断したとき

(会則の変更)

第11条 本クラブは、会員への予告無く、本会則の内容を変更することができるものとする。この場合、本クラブはホームページ等で速やかに会員に告知する。

(免責)

第 12 条 次の各号について、本会の責に帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

- (1) 本クラブの会員特典の付与において、会員と本クラブに協賛した者との間で生じた紛議及び損害等
- (2) 本クラブの会員同士又は会員と第三者との間で生じた紛議及び損害等

付則

この会則は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。